

## 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっているため、プラスチックに関して包括的に資源循環体制を強化するもの。

## 新法のポイント(建設業に関連する部分)

- ◎ 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、①設計・製造、②販売・提供、③排出・回収・リサイクルの3段階で、関係する事業者等に対して措置を講じる。
- ◎ 建設業を営む者はプラスチックに係る産業廃棄物等の排出事業者に該当し、以下の規定が関係する。

### 排出事業者に関する事項

#### 1. 排出事業者の責務

- 事業者は、プラスチックに関する産業廃棄物等を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。

#### 2. 排出抑制の取組

- 環境大臣等(各事業所管大臣を含む。)が、プラスチックに関する産業廃棄物等の排出事業者が排出抑制や再資源化の促進に取り組むべき判断基準を策定。判断基準に基づき、プラスチックに関する産業廃棄物等を多く排出する排出事業者に対して、指導・助言・勧告等を行う。

#### 3. 再資源化の取組

- 排出事業者が再資源化計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けると、その事業者は廃棄物処理法の業許可が不要になる。

## 今後のスケジュール

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| 令和3年3月上旬   | : 法案閣議決定                |
| 令和3年3月下旬   | : 経済産業省及び環境省による法案説明会の開催 |
| 令和4年春頃 (P) | : 施行(公布から1年以内に政令で定める日)  |